

# 認知症予防及び健康づくりの推進に関する協定

越前市（以下「甲」という。）、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「乙」という。）及び株式会社ほっとリハビリシステムズ（以下「丙」という。）は、第1条の目的を達成するために、次とおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、人生100年時代を見据え、現役世代から高齢期に至るまで、脳と身体の両面から健康を維持し、自立した生活を継続できる社会の実現を目的とする。

## （協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、以下の事項について相互に協力して取り組むものとする。

- (1) 軽度認知障害の早期発見と支援につなげる仕組みの構築
- (2) 65歳以上の市民を対象とした、認知症及び要介護状態の予防を目的とする高齢者機能健診及び介入プログラムの効果検証
- (3) 本協定に関する周知及び広報活動
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、本協定の円滑な実施のため、甲・乙・丙が相互に協力する必要があると認められる事項

## （役割）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定の推進にあたり、それぞれ以下の役割を担うものとする。

- (1) 甲
  - ・「脳の健康チェックアプリ」の普及・啓発
  - ・軽度認知障害の早期発見と支援につなげる仕組みの構築
  - ・本協定の遂行に必要な情報等の乙及び丙への提供
- (2) 乙
  - ・認知症及びフレイル予防に関する研究知見の提供
  - ・「のうりょくアッププログラム」の科学的評価と効果測定支援
  - ・教室運営における専門的助言の提供
  - ・越前市版コグニサイズ自主トレーニング動画の企画・監修及び作成支援
  - ・調査データのまとめ並びに参加した対象者への結果報告
- (3) 丙
  - ・「のうりょくアッププログラム」の構築、実施及び効果測定
  - ・調査データのまとめ並びに参加した対象者への結果報告

## （誠実な遂行）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、第2条の協力事項及び第3条の役割を自らの責任において誠実に遂行するものとする。

## （期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定は実証的な取組であることから、取組の進捗状況や成果に応じて、三者の協議により期間を延長することができるものとする。なお、第8条の規定は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

## （費用負担）

第6条 本協定に関わる経費は、原則として甲・乙・丙がそれぞれの役割に応じて必要な経費を負担するものとする。ただし、他者の役割に関わる経費を負担する場合については、本協定書締結後に必要に応じて協議する。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲、乙及び丙(その代表者、役員及び実質的に経営を支配する者を含む。)は他の当事者に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会勢力」)に該当しないこと。
- (2) 反社会勢力に自己の名義を利用させ、本協定を締結する者でないこと。
- (3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

ア 他の当事者に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて他の当事者の義務を妨害し、又は他の当事者の信用を毀損する行為

2 甲、乙又は丙が、前項各号のいずれかに反することが判明した場合、他の当事者は何らの催告なしに本協定を解除することができる。

(個人情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報保護に関する特記事項」(別紙1)を遵守しなければならない。

2 前項の規定は、本協定書の有効期限が終了し、又は本協定書を解除した後も、有効に存続する。

(疑義)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じた場合は、全ての当事者が協議して決定する。

本協定を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年11月26日

甲 福井県越前市府中一丁目13番7号  
越前市

越前市長 山田 賢一

乙 愛知県大府市森岡町7丁目430番地  
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

理事長 荒井 秀典

丙 福井県越前市高木町 第55号11番地の11  
株式会社 ほっとリハビリシステムズ

代表取締役 松井 一人